

○実用新案法（第三条関係）

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章 総則（第一条～第二条の五）	第一章 総則（第一条～第二条）
第二章 実用新案登録及び実用新案登録出願（第三 条～第十二条）	第二章 実用新案登録及び実用新案登録出願（第三 条～第九条）
第三章 実用新案技術評価（第十二条～第十三条）	第三章 審査（第十条～第十三条）
第四章 実用新案権	第三章の二 出願公開（第十三条の二～第十三条の 三）
第一節 実用新案権（第十四条～第二十六条）	第一節 実用新案権（第十四条～第二十六条）
第二節 権利侵害（第二十七条～第三十条）	第二節 権利侵害（第二十七条～第三十条）
第三節 登録料（第三十一条～第三十六条）	第三節 登録料（第三十一条～第三十四条）

## 第五章 審判（第三十七条—第四十一条）

第六章 再審及び訴訟（第四十二条—第四十八条の二）

(二)

第七章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例  
 （第四十八条の三—第四十八条の十四）

## 第八章 雜則（第四十九条—第五十五条）

## 第九章 罰則（第五十六条—第六十四条）

附則

(手続の補正)

第二条の二 実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続（以下単に「手続」という。）をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正ができる。ただし、実用新案登録出願の日から政令で定める期間を経過した後は

## 第五章 審判（第三十五条—第四十一条）

第六章 再審及び訴訟（第四十二条—第四十八条の二）

(二)

第六章の二 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第四十八条の三—第四十八条の十四）

## 第七章 雜則（第四十九条—第五十五条）

## 第八章 罰則（第五十六条—第六十四条）

附則

、願書に添付した明細書、図面又は要約書について  
補正をすることができない。

2| 前項本文の規定により明細書又は図面について補

正をするときは、願書に最初に添付した明細書又は  
図面に記載した事項の範囲内においてしなければな  
らない。

3| 特許庁長官又は審判長は、次に掲げる場合は、相

当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命  
ずることができる。

一 手続が第二条の五第二項において準用する特許  
法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第七条第一  
項から第三項まで又は第九条の規定に違反してい  
るとき。

二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定  
める方式に違反しているとき。

三 手続について第三十二条第一項の規定により納

付すべき登録料を納付しないとき。

四 手続について第五十四条第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料を納付しないとき。

4 第一項本文及び前項の規定による補正（登録料及び手数料の納付を除く。）をするには、手続補正書を提出しなければならない。

（手続の無効）

第二条の三 特許庁長官は、前条第三項又は第六条の二の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項又は同条の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、その手続を無効にすることができる。

（法人でない社団等の手続をする能力）

第二条の四 法人でない社団又は財團であつて、代表

者又は管理人の定めがあるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。

一 第十二条第一項に規定する実用新案技術評価の請求をすること。

二 審判を請求すること。

三 審判の確定審決に対する再審を請求すること。

2 法人でない社団又は財團であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において審判の確定審決に対する再審を請求することができる。

(特許法の準用)

第二条の五 特許法第三条及び第五条の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。

2 特許法第七条から第十六条まで及び第十九条から

第二十四条までの規定は、手続に準用する。

3 特許法第二十五条の規定は、実用新案権その他実

用新案登録に関する権利に準用する。

特許法第二十六条の規定は、実用新案登録に準用

する。

第三条の二 実用新案登録出願に係る考案が当該実用新案登録出願の日前の他の実用新案登録出願又は特許出願であつて当該実用新案登録出願後に第十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報（以下「実用新案掲載公報」という。）の発行又は出願公告若しくは出願公開がされたものの願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案又は発明（その考案又は発明をした者が当該実用新案登録出願に係る考案の考案者と同一の者である場合におけるその考案又は発明を除く。）と同一であるときは、その考案については、前条第一項の規定にかかわらず、実用新案登録を受けるこ

第三条の二 実用新案登録出願に係る考案が当該実用新案登録出願の日前の他の実用新案登録出願又は特許出願であつて当該実用新案登録出願後に出願公告又は出願公開がされたものの願書に最初に添附した明細書又は図面に記載された考案又は発明（その考案又は発明をした者が当該実用新案登録出願に係る考案の考案者と同一の者である場合におけるその考案又は発明を除く。）と同一であるときは、その考案については、前条第一項の規定にかかわらず、实用新案登録を受けることができない。ただし、当該实用新案登録出願又は特許出願の出願人とが同一の者で新案登録出願の時にその出願人と当該他の実用

とができない。ただし、当該実用新案登録出願の時にその出願人と当該他の実用新案登録出願又は特許出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

## 2

実用新案登録出願の日前の他の実用新案登録出願又は特許出願が第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願又は特許法第百八十四条の三第二項の国際特許出願（第四十八条の十四第四項又は同法第百八十四条の十六第四項の規定により実用新案登録出願又は特許出願とみなされた国際出願を含む。）である場合における前項の規定の適用については、同項中「発行又は」とあるのは「発行」と、「若しくは出願公開」とあるのは「若しくは出願公開又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、「願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案又は発明」

あるときは、この限りでない。

## 2

実用新案登録出願の日前の他の実用新案登録出願又は特許出願が第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願又は特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百八十四条の三第二項の国際特許出願（第四十八条の十四第四項又は同法第百八十四条の十六第四項の規定により実用新案登録出願又は特許出願とみなされた国際出願を含む。）である場合における前項の規定の適用については、同項中「又は出願公開」とあるのは「出願公開又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、「願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案又は発明」

た考案又は発明」とあるのは「第四十八条の四第一項又は特許法第一百八十四条の四第一項の国際出願日(第四十八条の四第一項の国際出願日)」である。同法第一百八十四条の十六第四項の規定により実用新案登録出願又は特許出願とみなされた国際出願(以下この項において「みなし国際出願」という。)にあつては、第四十八条の十四第四項又は同法第一百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日。以下この項において「国際出願日」という。)にあつては、第四十八条の十四第四項又は同法第一百八十四条の十六第四項に規定する国際出願(以下この項において「みなし国際出願」という。)にあつては、第四十八条の四第一項の国際出願(以下この項において「国際出願」という。)にあつては、第四十八条の四第一項の国際出願(以下この項において「国際出願」という。)にあつては、第四十八条の四第一項の外國語実用新案登録出願又は外國語特許出願にあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面(図面の中の説明に限る。)及びこれらの書類の第四十八条の四第一項若しくは同法第一百八十四条の四第一項の出願翻訳文又は国際出願日における図面(図面)

「とあるのは「第四十八条の四第一項又は特許法第一百八十四条の四第一項の国際出願日(第四十八条の四第一項の国際出願日)」である。同法第一百八十四条の十六第四項の規定により実用新案登録出願又は特許出願とみなされた国際出願(以下この項において「みなし国際出願」という。)にあつては、第四十八条の十四第四項又は同法第一百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日。以下この項において「国際出願日」という。)にあつては、第四十八条の十四第四項又は同法第一百八十四条の十六第四項に規定する国際出願(以下この項において「国際出願」という。)にあつては、第四十八条の四第一項の国際出願(以下この項において「国際出願」という。)にあつては、第四十八条の四第一項の国際出願(以下この項において「国際出願」という。)にあつては、第四十八条の四第一項の外國語実用新案登録出願又は外國語特許出願にあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面(図面の中の説明に限る。)及びこれらの書類の第四十八条の四第一項若しくは同法第一百八十四条の四第一項の出願翻訳文又は国際出願日における図面(図面)

ける図面（図面の中の説明を除く。）、「なし」国際出願であつて外國語でされたものにあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及び第四十八条の十四第二項若しくは同法第一百八十四条の十六第二項の規定により提出されたこれらの書類の翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）に記載された考案又は発明」とする。

（補正命令）

**第六条の二** 特許庁長官は、実用新案登録出願が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、願書に添付した明細書又は図面について補正をすべきことを命ずることができる。

一 その実用新案登録出願に係る考案が物品の形状・構造又は組合せに係るものでないとき。

中の説明を除く。）、「なし」国際出願であつて外國語でされたものにあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及び第四十八条の十四第二項若しくは同法第一百八十四条の十六第二項の規定により提出されたこれらの書類の翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）に記載された考案又は発明」とする。

二 その実用新案登録出願に係る考案が第四条の規定により実用新案登録をすることができないものであるとき。

三 その実用新案登録出願が第五条第五項第三号又は前条に規定する要件を満たしていないとき。

四 その実用新案登録出願の願書に添付した明細書若しくは図面に必要な事項が記載されておらず、又はその記載が著しく不正確であるとき。

(先願)

第七条 (第一項略)

2 同一の考案について同日に二以上の実用新案登録出願があつたときは、いすれも、その考案について実用新案登録を受けることができない。

(先願)

第七条 (第一項略)

2 同一の考案について同日に二以上の実用新案登録出願があつたときは、実用新案登録出願人のみがその考案により定めた一の実用新案登録出願人のみがその考案について実用新案登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは

、いずれも、その考案について実用新案登録を受け  
ることができない。

(第三項から第五項まで略)

(削除)

(略)

6|

(略)

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張)

第八条 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲

げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る考案  
について、その者が実用新案登録又は特許を受ける  
権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であつ

6| 特許庁長官は、第二項の場合は、相当の期間を指

定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき  
旨を実用新案登録出願人に命じなければならない。

7| 特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内  
に同項の規定による届出がないときは、第二項の協  
議が成立しなかつたものとみなすことができる。

8|

(略)

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張)

第七条の二 実用新案登録を受けようとする者は、次  
に掲げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る

考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける  
権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であつ

て先にされたもの（以下「先の出願」という。）の  
願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された  
考案に基づいて優先権を主張することができる。

一 その実用新案登録出願が先の出願の日から一年  
以内にされたものでない場合

二 先の出願が第十一条第一項において準用する特  
許法第四十四条第一項の規定による実用新案登録  
出願の分割に係る新たな実用新案登録出願若しく  
は第十一条第一項若しくは第二項の規定による出願  
の変更に係る実用新案登録出願又は同法第四十四  
条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな  
特許出願若しくは同法第四十六条第一項若しく  
は第二項の規定による出願の変更に係る特許出願  
である場合

三 先の出願が、その実用新案登録出願の際に、放

あつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）  
の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載さ  
れた考案に基づいて優先権を主張することができる  
。

一 その実用新案登録出願が先の出願の日から一年  
以内にされたものでない場合

二 先の出願が第九条第一項において準用する特許  
法第四十四条第一項の規定による実用新案登録出  
願の分割に係る新たな実用新案登録出願若しくは  
第八条第一項若しくは第二項の規定による出願の  
変更に係る実用新案登録出願又は同法第四十四条  
第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな  
特許出願若しくは同法第四十六条第一項若しくは  
第二項の規定による出願の変更に係る特許出願で  
ある場合

三 先の出願が、その実用新案登録出願の際に、放

棄され、取り下げられ、又は無効にされている場合

合

四 先の出願について、その実用新案登録出願の際に、査定又は審決が確定している場合

五 先の出願について、その実用新案登録出願の際に、第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合

2 前項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願に係る考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案（当該先の出願が同項若しくは特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張又はパリ条約（千九百年十二月十四日にプラツセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーベで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十五八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十

棄され取り下げられ又は無効にされている場合

四 先の出願について、その実用新案登録出願の際に、査定又は審決が確定している場合

2 前項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願に係る考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案（当該先の出願が同項の規定による優先権の主張又はパリ条約（千九百年十二月十四日にプラツセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーベで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十五八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十

一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該を伴う出願では、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願に係る出願の際の書類（明細書又は図面に相当するものに限る。）に記載された考案を除く。）についての第三条、第三条の二第一項本文、前条第一項から第三項まで、第十一條第一項において準用する同法第三十条第一項から第三項まで、第十七条、第二十六条において準用する同法第六十九条第二項第二号、同法第七十九条、同法第八十一条及び同法第八十二条第一項並びに同法第三十九条第三項及び第四項並びに第七十二条並びに意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項の規定

七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類（明細書又は図面に相当するものに限る。）に記載された考案を除く。）についての第三条、第三条の二第一項本文、前条第一項から第三項まで、第九条第一項において準用する特許法第三十条第一項から第三項まで、第十七条、第二十六条において準用する同法第六十九条第二項第二号、同法第七十九条、同法第八十一条及び同法第八十二条第一項並びに第三十九条第三項及び第四項並びに第七十二条並びに意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項の規定

二項の規定の適用については、当該実用新案登録出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

### 3 第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案

登録出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案（当該先の出願が同項若しくは特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張又はパリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類（明細書又は図面に相当するものに限る。）に記載された考案を除く。）に記載された考案を除く。）については、当該実用新案登録出願について実用新案掲載公報の発行がされた時に当該先の出願について実用新案掲載公報の発行又は出願公開がされたものとみなして、第三

の適用については、当該実用新案登録出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

### 3 第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案

登録出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案（当該先の出願が同項の規定による優先権の主張又はパリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張とされた出願に係る出願の際の書類（明細書又は図面に相当するものに限る。）に記載された考案を除く。）については、当該実用新案登録出願について出願公告又は出願公開がされた時に当該先の出願について出願公開がされたものとみなして、第三条の二第一項本文又は特許法第二十九条の二第一項本文の規定を

条の二第一項本文又は同法第二十九条の二第一項本文の規定を適用する。この場合において、当該先の出願が第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願又は同法第一百八十四条の三第二項の国際特許出願（第四十八条の十四第四項又は同法第一百八十四条の十六第四項（第四十八条の十四第四項又は同法第一百八十四条の十六第四項の規定により実用新案登録出願又は特許出願とみなされた国際出願を含む。）であるときは、第三条の二第二項中「図面（第四十八条の四第一項又は同法第一百八十四条の四第一項の外國語実用新案登録出願又は外國語特許出願にあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及びこれらの書類の第四十八条の四第四項若しくは同法第一百八十四条の四第四項の出願翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）、みなし国際出願であつて外國語でされたものにあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及び

適用する。この場合において、当該先の出願が第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願又は同法第一百八十四条の三第二項の国際特許出願（第四十八条の十四第四項又は同法第一百八十四条の十六第四項（第四十八条の十四第四項又は同法第一百八十四条の十六第四項の規定により実用新案登録出願又は特許出願とみなされた国際出願を含む。）であるときは、第三条の二第二項中「図面（第四十八条の四第一項又は同法第一百八十四条の四第一項の外國語実用新案登録出願又は外國語特許出願にあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及びこれらの書類の第四十八条の四第四項若しくは同法第一百八十四条の四第四項の出願翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）、みなし国際出願であつて外國語でされたものにあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及び

書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及び第四十八条の十四第二項若しくは同法第一百八十四条の十六第二項の規定により提出されたこれらの書類の翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）とあり、及び同法第二十九条の二第二項中「図面（第一百八十四条の四第一項又は同法第四十八条の四第一項の外国語特許出願又は外国语実用新案登録出願にあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及びこれらの書類の第一百八十四条の四第四項の出願翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）のみなし国際出願であつて外国语でされたものにあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及び第一百八十四条の十六第二項若しくは同法第四十八条の十四第二項の規定により提出されたこれらの書類

第四十八条の十四第二項若しくは同法第一百八十四条の十六第二項の規定により提出されたこれらの書類の翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）とあり、及び同法第二十九条の二第二項中「図面（第一百八十四条の四第一項又は同法第四十八条の四第一項の外国語特許出願又は外国语実用新案登録出願にあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及びこれらの書類の第一百八十四条の四第四項の出願翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）のみなし国際出願であつて外国语でされたものにあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及び第一百八十四条の十六第二項若しくは同法第四十八条の十四第二項の規定により提出されたこれらの書類

第四十八条の十四第二項の規定により提出されたこれらの書類の翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）とあるのは、「図面」とする。

（第四項略）

（先の出願の取下げ等）

**第九条** 前条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から一年三月を経過した時に取り下げたものとみなす。ただし、当該先の出願が放棄され、取り下げられ、若しくは無効にされている場合、当該先の出願について査定若しくは審決が確定している場合、当該先の出願について第十四条第二項に規定する設定の登録がされていいる場合又は当該先の出願に基づくすべての優先権の主張が取り下げられている場合には、この限りで

の翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）とあるのは、「図面」とする。

（第四項略）

（先の出願の取下げ等）

**第七条の三** 前条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から一年三月を経過した時に取り下げたものとみなす。ただし、当該先の出願が放棄され取り下げられ若しくは無効にされている場合、当該先の出願について査定若しくは審決が確定している場合又は当該先の出願について第十四条第二項に規定する設定の登録がされていいる場合には、この限りでない。

ない。

(第二項以下略)

(出願の変更)

**第十一条** 特許出願人は、その特許出願を実用新案登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後又はその特許出願の日から五年六月を経過した後は、この限りでない。

2 意匠登録出願人は、その意匠登録出願を実用新案登録出願に変更することができる。ただし、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後又は

(第二項以下略)

(出願の変更)

**第八条** 特許出願人は、その特許出願を実用新案登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後又はその特許出願の日から四年を経過した後(その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日以内の期間を除く。)は、この限りでない。

2 意匠登録出願人は、その意匠登録出願を実用新案登録出願に変更することができる。ただし、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後又は

その意匠登録出願の日から五年六月を経過した後は、この限りでない。

3 前二項の規定による出願の変更があつたときは、

その実用新案登録出願は、その特許出願又は意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、その実用新案登録出願が第三条の二に規定する他の実用新案登録出願又は特許法第二十九条の二に規定する実用新案登録出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用、第八条第四項の規定の適用並びに次条第一項において準用する同法第三十条第四項並びに第十四条第一項及び第二項の規定の適用については、この限りでない。

(第四項以下略)

その意匠登録出願の日から四年を経過した後（その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の副本の送達があつた日から三十日以内の期間を除く。）は、この限りでない。

3 前二項の規定による出願の変更があつたときは、

その実用新案登録出願は、その特許出願又は意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、その実用新案登録出願が第三条の二に規定する他の実用新案登録出願又は特許法第二十九条の二に規定する実用新案登録出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用、第七条の二第四項の規定の適用並びに次条第一項において準用する特許法第三十条第四項並びに第十四条第一項及び第二項の規定の適用については、この限りでない。

(第四項以下略)

(特許法の準用)

第十一條 特許法第三十条（発明の新規性の喪失の例外）  
外）、第三十八条（共同出願）、第四十三条（パリ  
条約による優先権主張の手続）及び第四十四条（特  
許出願の分割）の規定は、実用新案登録出願に準用  
する。

(第二項以下略)

第三章 実用新案技術評価

(特許法の準用)

第九条 特許法第三十条（発明の新規性の喪失の例外  
）、第三十八条（共同出願）、第四十条から第四十  
二条まで（明細書等の補正と要旨変更）、第四十三  
条（パリ条約による優先権主張の手続）及び第四十  
四条（特許出願の分割）の規定は、実用新案登録出  
願に準用する。

(第二項以下略)

第三章 審査

(審査官による審査)

(削除)

第十一条 特許庁長官は、審査官に実用新案登録出願及  
び登録異議の申立を審査させなければならない。

(実用新案登録出願の審査)

(削除)

第十条の二 実用新案登録出願についての出願審査の請求をまつて行なう。

(出願審査の請求)

第十条の三 実用新案登録出願があつたときは、何人も、その日から四年以内に、特許庁長官にその実用新案登録出願について出願審査の請求をすることができる。

2 特許法第四十八条の三第二項から第四項まで(出願審査の請求)の規定は、前項の出願審査の請求に準用する。

(拒絶の査定)

第十一一条 審査官は、実用新案登録出願が次の各号の一に該当するときは、その実用新案登録出願につい

(削除)

て拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

- 一 その実用新案登録出願に係る考案が第三条、第三条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第八項、第九条第一項において準用する特許法第三十八条又は第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により実用新案登録をすることができないものであるとき。
- 二 その実用新案登録出願に係る考案が条約の規定により実用新案登録をできぬものでないものであるとき。
- 三 その実用新案登録出願が第五条第四項若しくは第五項及び第六項又は第六条に規定する要件を満たしていないとき。
- 四 その実用新案登録出願人が考案者でない場合において、その考案について実用新案登録を受ける権利を承継していないとき。

## (実用新案技術評価の請求)

第十二条 実用新案登録出願又は実用新案登録については、何人も、特許庁長官に、その実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案に関する技術的な評価であつて、第三条第一項第三号及び第二項（同号）に掲げる考案に係るものに限る。）、第三条の二並びに第七条第一項から第三項まで及び第六項の規定に係るもの（以下「実用新案技術評価」という。）を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係る実用新案登録出願又は実用新案登録については、請求項ごとに請求することができる。

2 特許庁長官は、前項の規定による請求があつたときは、審査官にその請求に係る実用新案技術評価の報告書（以下「実用新案技術評価書」という。）を

## (出願公告の効果等)

第十二条 実用新案登録出願人は、次条において準用する特許法第五十一条第二項の規定により出願公告があつたときは、業としてその実用新案登録出願に係る考案の実施をする権利を専有する。

2 第二十七条から第三十条までの規定は、前項の権利に準用する。

3 出願公告後に実用新案登録出願が放棄され取り下げられ若しくは無効にされたとき、実用新案登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第三十三条第五項の規定により実用新案権が初めから存在しなかつたものとみなされたとき、又は第四十一条において準用する特許法第一百一十五条ただし書の場合を除き実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第一項の権利は

作成させなければならない。

、初めから生じなかつたものとみなす。

3 第一項の規定による請求は、実用新案権の消滅後においても請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

4 特許法第四十七条第二項の規定は、実用新案技術評価書の作成に準用する。

5 第一項の規定による請求は、取り下げることができない。

4 第一項の権利を有する者がその権利を行使した場合において、当該実用新案登録出願が放棄され取り下げられ若しくは無効にされたとき、又は当該実用新案登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その者は、その権利の行使により相手方に与えた損害を賠償する責めに任ずる。当該実用新案登録出願の願書に添附した明細書又は図面についてした補正又は補正の却下により実用新案権の設定の登録の際における実用新案登録請求の範囲に記載された考案の範囲に含まれないこととなつた考案についてその権利を行使したときも同様とする。

#### 〔特許法の準用〕

第十三条 特許庁長官は、実用新案掲載公報の発行前

第十三条 特許法第四十七条第二項（審査官の資格）

に実用新案技術評価の請求があつたときは当該実用新案掲載公報の発行の際又はその後遅滞なく、実用新案掲載公報の発行後に実用新案技術評価の請求があつたときはその後遅滞なく、その旨を実用新案公報に掲載しなければならない。

第四十八条（審査官の除斥）、第四十八条の四から第四十八条の六まで（出願審査の請求及び優先審査）、第五十条（拒絶理由の通知）、第五十一条（出願公告）及び第五十二条の二から第六十五条まで（訴訟手続の中止、補正の却下、特許異議の申立て、査定の方式、出願公告決定後の補正及び訴訟との関係）の規定は、実用新案登録出願の審査に準用する。

### 第三章の二 出願公開

#### （出願公開）

第十三条の二 特許庁長官は、実用新案登録出願の日（第七条の二第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第九条第一項において準用する特許法

第四十三条第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日、第七条の二第一項又は第九条第一項において準用する同法第四十三条第一項の規定による（以上の優先権の主張を伴う実用新案登録出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日）から一年六月を経過したときは、出願公告をしたものと除き、その実用新案登録出願について出願公開をしなければならない。

- 2 出願公開は、次に掲げる事項を実用新案公報に掲載することにより行う。ただし、第四号又は第五号に掲げる事項については、当該事項を実用新案公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この例

りでない。

- 一 実用新案登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
  - 二 実用新案登録出願の番号及び年月日
  - 三 考案者の氏名及び住所又は居所
  - 四 願書に添付した明細書に記載した考案の名称、図面の簡単な説明及び実用新案登録請求の範囲並びに図面の内容
  - 五 願書に添付した要約書に記載した事項
  - 六 出願公開の番号及び年月日
  - 七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 3 特許法第六十五条の二第三項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約書に記載した事項を実用新案公報に掲載する場合に準用する。
- 4 特許庁長官は、出願公開がされた実用新案登録出願の願書に添付した明細書及び図面の内容（公の秩

(削除)

序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く。)を記載した書面を特許庁において公衆の観察に供しなければならない。ただし、当該実用新案登録出願が出願公告されたときは、特許庁に係属しなくなつたときは、この限りでない。

(出願公開の効果等)

**第十三条の三** 実用新案登録出願人は、出願公開がなされた後に実用新案登録出願に係る考案の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後出願公告前に業としてその考案を実施した者に対し、その考案が登録実用新案である場合にその実施に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、出願公開がされた実用新案登録出

願に係る考案であることを知つて出願公告前に業と  
してその考案を実施した者に対しては、同様とする  
。

2 前項の規定による請求権は、当該実用新案登録出  
願の出願公告があつた後でなければ、行使すること  
ができない。

3 第一項の規定による請求権の行使は、第十二条第一  
項の権利又は第四十一条において準用する特許法  
第一百五十九条第三項若しくは第一百六十二条の三第三  
項において、若しくは第四十五条において準用する  
特許法第一百七十四条第一項において準用する同法第  
百五十九条第三項において、それぞれ準用する同法  
第五十二条第一項の権利及び实用新案権の行使を妨  
げない。

4 第十二条第三項及び第四項並びに第二十八条、特  
許法第五十二条の二及び第一百五条（訴訟手続の中止

及び書類の提出)並びに民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百十九条及び第七百二十四条(不法行為)の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が当該実用新案登録出願の出願公告前に当該実用新案登録出願に係る考案の実施の事実及びその実施をした者を知つたときは、民法第七百二十四条中「被害者又ハ其法定代理人ガ損害及ビ加害者ヲ知リタル時」とあるのは、「当該実用新案登録出願ノ出願公告ノ日」と読み替えるものとする。

(実用新案権の設定の登録)

第十四条 (第一項略)

2 実用新案登録出願があつたときは、その実用新案登録出願が放棄され、取り下げられ、又は無効にされた場合を除き、実用新案権の設定の登録をする。

(実用新案権の設定の登録)

第十四条 (第一項略)

2 第三十一条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の登録料の納付又はその納付の免除若しくは猶予があつたときは、実用新案権の設定の登

録をする。

3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を実用新案公報に掲載しなければならない。

一 実用新案権者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 実用新案登録出願の番号及び年月日

三 考案者の氏名及び住所又は居所

四 願書に添付した明細書に記載した考案の名称、

図面の簡単な説明及び実用新案登録請求の範囲並

びに図面の内容

五 願書に添付した要約書に記載した事項

六 登録番号及び設定の登録の年月日

七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

4 特許法第五十一条第四項の規定は、前項の規定に

より同項第五号の要約書に記載した事項を実用新案公報に掲載する場合に準用する。

3 前項の登録があつたときは、実用新案権者の氏名又は名称及び住所又は居所、登録番号並びに設定の登録の年月日を実用新案公報に掲載しなければならない。

(明細書又は図面の訂正)

- 第十四条の二 実用新案権者は、請求項の削除を目的とするものに限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることができる。ただし、第三十七条第一項の審判が特許庁に係属している場合において第四十一条において準用する特許法第二百五十六条第一項の規定による通知があつた後（同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後）は、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることができない。
- 2 前項の訂正は、実用新案権の消滅後においても、することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。
- 3 第一項の訂正があつたときは、その訂正後における明細書又は図面により実用新案登録出願及び实用

新案権の設定の登録がされたものとみなす。

- 4 第一項の訂正があつたときは、その旨を実用新案公報に掲載しなければならない。

- 5 特許法第二百二十七条规定及び第二百三十二条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

(存続期間)

第十五条 実用新案権の存続期間は、実用新案登録出願の日から六年をもつて終了する。

(存続期間)

第十五条 実用新案権の存続期間は、出願公告の日から十年をもつて終了する。ただし、実用新案登録出願の日から十五年をこえることができない。

2 第九条第一項において準用する特許法第四十条の規定により実用新案登録出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、前項ただし書きの十五年は、同項ただし書きの規定にかかわらず、もとの実用新案登録出願の日の翌日から起算する。

(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)

第二十条 次の各号の一に該当する者であつて、特許法第一百二十三条第一項又は第一百八十四条の十五第一項の審判の請求の登録前に、特許が同法第一百二十三条规定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許を無効にした場合における实用新案権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

(削除)

(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)

第二十条 次の各号の一に該当する者であつて、第三十七条第一項若しくは第四十八条の十二第一項又は特許法第一百二十三条第一項若しくは第一百八十四条の十五第一項の審判の請求の登録前に、实用新案登録又は特許が第三十七条第一項各号の一若しくは第十八条の十二第一項又は特許法第一百二十三条第一項各号の一若しくは第一百八十四条の十五第一項に規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該考案又は発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許を無効にした場合における实用新案権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権について通常実施権を有する。

一 同一の考案についての二以上の实用新案登録の

うち、その一を無効にした場合における原実用新案権者

一 実用新案登録に係る考案と特許に係る発明とが同一である場合において、特許を無効にした場合における原特許権者

(削除)

二 実用新案登録に係る考案と特許に係る発明とが同一である場合において、特許を無効にした場合における原特許権者

二 実用新案登録を無効にして同一の考案について正当権利者に実用新案登録をした場合における原特許権者

三 実用新案登録を無効にして同一の考案について正当権利者に実用新案登録をした場合における原実用新案権者

四 特許を無効にしてその発明と同一の考案について正当権利者に実用新案登録をした場合における原特許権者

五 前四号に掲げる場合において、第三十七条第一

三条第一項又は第一百八十四条の十五第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての同法第九十九条第一項

の効力を有する通常実施権を有する者

(第二項略)

(差止請求権)

第二十七条 実用新案権者又は専用実施権者は、自己の実用新案権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者(以下「侵害者等」という。)に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

(第二項略)

(差止請求権)

第二十七条 実用新案権者又は専用実施権者は、自己の実用新案権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

施権若しくはその実用新案権若しくは専用実施権についての前条第三項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権又はその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権若しくはその特許権若しくは専用実施権についての同項の効力を有する通常実施権を有する者

(第二項略)